

岐阜県公報

第二千五百十九号
平成二十一年六月二十六日

(金曜日)

目次

告示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 四三二
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (治山課) 四三二
- 道路の区域変更 (道路維持課) 四三二
- 道路の供用開始 (同) 四三三
- 保安林の指定 (可茂農林事務所) 四三三

公示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 四三三
- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 四三四
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (同) 四三四
- 県営土地改良事業の換地処分 (農地計画課) 四三五
- 土地改良事業の工事の完了 (同) 四三五
- 基本測量の実施 (用地課) 四三五

告示

岐阜県告示第四百六号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十一年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	等	配給会社名等
映画	痴漢電車 女が花になる時	新日本映画	新日本映画
映画	新日本映画 ニュー入痴漢電車	新日本映画	新日本映画
映画	女殺油地獄	ジョリー・ロジャー	ジョリー・ロジャー
映画	誘惑教師 秘巨乳シックスン	オーピー映画	オーピー映画
映画	淫乱 ひだのおく	新東宝映画	新東宝映画
映画	喪服姉妹 熱女しびれ味	オーピー映画	オーピー映画
映画	いくつになってもやりたい不倫	新東宝映画	新東宝映画

2 指定年月日

平成21年6月26日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

と認められる。

岐阜県告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
揖斐郡揖斐川町東津汲字上山六八九の二、六八九の三
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示

す。

平成二十一年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
揖斐郡池田町宮地字北平一の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 岐阜県告示第四百九号
- 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
- なお、その関係図面は、平成二十一年六月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。
- 平成二十一年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
-------	-----	-----	----------------	---------------------	---------------	-----

一般国道	四百十八号	山県市大字富永字小屋洞 一三二九番一地先地内	後	前
			一六〇〇 四〇〇	一六〇〇 一三三〇
			一九一〇	一九一〇

岐阜県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年六月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	多治見線 白川線	加茂郡八百津町伊岐津志字丸根一五七四番地先から	同郡同町同字中	一五五〇	平成二〇〇六・六・二六	平成二〇〇七・七・三〇

岐阜県告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十一年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林の所在場所
加茂郡七宗町中麻生字足谷二四九六の四一から二四九六の四三まで、字木和谷洞二四九七の二一
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐とする。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同法第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年六月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年六月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ゆいハウス
- 三 代表者の氏名 森 ケイ子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市岩倉町一丁目三番地

五 定款に記載された目的 この法人は、結いの心「助け合い共に生きる」の精神に基づき、高齢者、認知症高齢者、障がいのある方やその家族の方々の心の声を聞きながら、その人らしいあたりまえの生活や考え方を尊重し、個々の利用者の立場に沿った居宅介護事業や生きがいづくりに関する事業を行い、共に生きるやさしい地域づくりの構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十一年六月三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ブルメリア

三 代表者の氏名 鈴木 拓文

四 主たる事務所の所在地 千葉県船橋市薬田台五丁目五番一五号二階

五 定款に記載された目的 この法人は、フィリピン共和国のセブ州セブ島の経済的に就学困難な青少年に対して教育に関する支援事業を行い、日本国の青少年からシニア層に対し比国との国際協力・国際交流を推進する事により、双方の教育レベルの向上及び発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十一年六月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流

通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年六月十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社エイデン

三 建物の名称及び所在地

エイデン高山店

四 高山市上岡本町七丁目九三 一 外

大規模小売店舗の新設日

平成二十二年二月十七日

五 店舗面積

三、三〇六平方メートル

六 駐車場の収容台数

一五三台

七 荷さばき施設の面積

七八平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年六月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十一年六月十六日

二 届出者の氏名又は名称

チエルシージャパン株式会社

三 建物の名称及び所在地

土岐プレミアム・アウトレット

土岐市土岐ヶ丘一丁目二番地

四 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 土岐市土岐プラズマリサーチパーク第一土地区画整理事業四街区一画地

(変更後) 土岐市土岐ヶ丘一丁目二番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ビッグジョン 外

(変更後) 株式会社ビッグジョンインターナショナル 外

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業輪之内南部地区第一工区の換地処分を平成二十一年六月四日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営農村環境整備事業	椈の湖地区	平成二一・五・一八

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(国土調査に伴う基準点測量作業)

三 作業期間

平成二十一年七月二十九日から

同 年十二月二十八日まで

四 作業地域

下呂市

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年六月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（成果不整合地域における基準点改測作業）

三 作業期間

平成二十一年七月二十九日から

同 年十一月三十日まで

四 作業地域

加茂郡東白川村

平成二十一年六月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社